

令和 7 年度 市内事業者アジア戦略実証支援事業に係る業務委託仕様書

1 業務委託名

令和 7 年度 市内事業者アジア戦略実証支援事業に係る業務委託

2 目的

市内事業者とアジア諸国政府機関等とのつなぎの役割を果たし、事業者の持つ海外展開戦略の実現に向けて、進出やビジネスマッチング等の実証支援を通じて、市内事業者の稼ぐ力の向上を図ることを目的とする。

3 委託業務期間

契約締結の日から令和 8 年(2026 年)3 月 27 日(金)まで

4 見積上限額

5,717 千円(消費税及び地方消費税を含む)

5 業務内容

令和 7 年度の本業務は以下(1)、(2)の内容を実施するものとする。事業効果を高めるための独自提案や本業務と関連付けることで相乗効果が見込まれるものがあれば提案すること。

(1) 調査業務

事業者や支援機関等に対し、以下の内容で調査及び分析を実施し、支援方針案を策定すること。なお、アジア諸国の政府機関に対してのコンタクトは、行政職員の同行が必須かつ効果的とのことを踏まえ、県海外事務所と連携しながら、本市職員も同行する。

①アジア展開を目指す市内事業者を対象とした調査

市内事業者における、産業、業種、製品・商品、サービス、進出を目指したい国、人的資本交流可能性等、市内事業者の現状や課題、戦略内容や市に期待する支援内容等の要望について調査を実施し、調査を行った事業者から、海外展開支援に適した事業者をリストアップし、3 業種各 10 社以上に対し、詳細について、ヒアリングを実施すること。

また、調査結果を分析し、業種毎の傾向等を明確化したうえで、次年度以降の実証支援に適した候補事業者の選定を行うこと。

②県内の海外展開支援機関を対象とした調査

沖縄県、沖縄県産業振興公社、沖縄総合事務局、JETRO、JICA、中小機構、那覇商工会議所等各支援機関が実施する、県内事業者の海外展開(輸出、進出)に対する助成金・補助金、支援内容等を収集・整理を行うこと。

また、各支援機関に対し、支援内容ごとの効果や現状、課題、成功・失敗事例等について、ヒアリングを実施すること。

③国内先進自治体を対象とした調査

県内外で、海外展開（輸出、進出）を積極的に支援する自治体をいくつか選定し、支援内容等を収集・整理を行い、支援内容ごとの効果や現状、課題、成功・失敗事例、仕向け先国の情報等について、ヒアリングを実施すること。

④成功事例として参考となる県内外事業者を対象とした調査

各支援機関等が把握する進出成功事例となっている県内外の事業者へ対し、戦略や取組方法、支援の活用状況等について、ヒアリングを実施すること。

⑤アジア諸国の政府機関や現地商社等を対象とした調査

上記①から④の調査結果を踏まえ、次年度以降のアジア諸国での実証に向け、実証先として有力な国を3か国ほど訪問し、現地の支援機関や商社等と面談を行い、現地で求められ、売れる可能性のある日本商品（沖縄含む）や最新情報、ビジネスにおける課題や要望等を調査し、ヒアリングを実施すること。

⑥次年度以降の実証支援方針案の策定

上記①から⑤で実施した各種調査結果を整理・分析、委託事業者において素案を作成し、本市と協議のうえ、市内事業者からニーズがあり、実効性のある支援内容を次年度以降の実証支援方針案として策定すること。

（２）事務管理業務

①事業実施計画の策定

業務内容及び事業スケジュール等を示した事業実施計画書を本市に提出し、承諾を得た上で委託業務を実施すること。

②事業実施体制、責任体制

本件業務を円滑かつ効果的に実施するために必要な能力、経験を有する業務責任者及びコーディネーターを定めるとともに、業務責任体制を明らかにすること。契約期間中は、本市との連絡調整を円滑に行う担当者を配置すること。なお、業務責任者、コーディネーター及び担当者は兼務可能とするが、業務にあたる者に欠員が生じた場合は、速やかに同等の経歴を有する代替者を充てられる体制とすること。

③会議の開催

業務進捗状況の報告、協議を目的とした会議を少なくとも1か月に一度は開催することとし、それ以外にも、本市からの求めに応じて進捗状況について報告するものとする。会議の議事録は受託事業者が作成し、本市へ共有すること。

④許認可手続き等

本件業務の実施に必要な法令や条例等の規定に基づく申請や許認可手続き等が生じた場合は、原則として受託事業者が代行すること。

⑤文書や資料等の整備と保存

本件業務で使用した文書や資料等を整理し保存すること。

⑥資料及び報告書等の提出

メディアに露出した記事・映像は保管し、データにより随時提出すること。また、当該業務に直接従事する者の直接作業時間数を確認するものとして作業日誌等を作成し、提出すること。

⑦その他

本市からの必要な指示に応じること。

6 実施等スケジュール

スケジュールは想定案であり、事業成果・完了時期に支障がない範囲で各業務実施時期は自由に提案できるものとする。

○委託事業者スケジュール

年間工程表（令和7年度）															
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R8.1月	2月	3月	
①公募開始（R7・2月～）															
②質問受付期間															
③受付締切															
④提案審査															
⑤契約締結															
⑥調査内容調整															
⑦アンケート調査期間															
⑧調査結果とりまとめ（ヒアリング対象者選別）															
⑨ヒアリング調査期間															
⑩調査結果分析・現地調査国選定															
⑪現地関係機関等との調整															
⑫現地調査実施・調査結果の分析															
⑬調査結果報告書・実証支援方針（案）策定 ・事業実績報告書提出															

7 成果目標等

(1) 活動目標

①市内事業者へのアンケート回収率：20%以上

②市内事業者へのヒアリング調査件数：アンケート回答者のうち3業種各10社以上

(2) 成果目標

令和7年度の調査結果報告書作成及び令和8年度以降の実証支援方針案策定

8 成果物

本業務において求める成果物は、次のとおりとする。

(1) 市内事業者アジア戦略実証支援方針案 製本版 10部

〃

概要版 10部

(2) 業務報告書（A4サイズ）2部

(3) 協議記録簿（A4サイズ）一式

(4) 経費明細書（計算書）1部

(5) 経費根拠資料（請求書、支払明細書等）

(6) 上記成果品の電子データ (CD-R) 一式

※電子データは、Microsoft Word、Excel 又は PowerPoint 形式とする。

受託者が本業務に付随して収集及び活用した各種データ (CD-R) 一式。

※契約等により提供できないデータを除く。形式は特定のアプリケーションに依存しないデータ形式とする。事前に業務担当と調整を行うこと。

その他当該業務に付随する資料で本市が特に求めたもの。

9 留意事項

(1) 本仕様書に記載されている業務内容は、企画提案のために設定したものであり、本契約時の仕様書とは異なる場合がある。また、選定された企画提案の内容の全てを実施することを保証するものではない。

(2) 本業務は沖縄振興特別推進市町村交付金 (以下、「一括交付金」という。) を活用するものであり、交付金の適正な執行を確認するために本仕様書に定める成果物以外にも、必要に応じて資料の作成や根拠を求める場合がある。その際は契約終了後であっても求めに対して資料の提出及び説明等に応じること。

(3) 本業務の実施に係る一切の経費 (運営費、消耗品費、通信運搬費等) は契約金額に含む。また、経費支出における見積書、契約書、納品書、請求書等の支出関連帳票は、発注者からの照会対応として契約期間終了後 5 年間は整理保存すること。なお、経費支出については、一括交付金の制度対象とならない場合があることから、疑義のある場合は、事前に本市に照会すること。

受託者が他に行っている事業と明確に区分した経理処理を行うこと。

(4) 受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記のうえ、事前に書面にて報告し、本市の承諾を得なければならない。

(5) 本件業務の実施にあたり、疑義等が生じた場合は、両者協議のうえ決定するものとする。

(6) 業務成果の帰属等

①取得財産及び知的財産権の帰属

本件業務で取得した全ての財産は原則、本市へ帰属するものとする。また、本件業務の実施により生じた財産に関する全ての知的財産権は、本市へ帰属する。

②権利等の処理

第三者の知的財産権その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任と費用をもって処理するものとし、本市は責任を負わない。また、それらに関する紛争が生じた場合は、受託事業者の責任において対応するものとし、本市は責任を負わない。

③後年度負担

後年度以降に経費が発生する場合、本市は負担しない。

(7) 本仕様書に定めのない事項は、契約書、那覇市契約規則に従うものとし、その他疑義

が生じた場合は、両者協議により業務を進めるものとする。

- (8) 本業務の実施にあたり、受託事業者及び相談支援を実施する専門家等は収集した個人情報等について、適正な管理のもとで取り扱い、本業務の目的以外には使用しないこと。個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後においても同様とする。
- (9) 本業務の実施にあたり不慮の事故等が発生した場合、責任は受託事業者に寄与するものとし、本市の責に帰すべき事由により生じたものを除き、本市は責任を負わない。